

## 修 正 事 項 一 覧 表

整理番号	編	章	頁	行	表題等	変更前(9月27日時点:原案)	県との事前協議	修正等理由
1	1	1	5	19	5 用語の定義	* 記述なし	「警察署長等」「警察署長及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。」の追加	表現方法の整理をしたもの。
2	2	1	14	上枠内	【事態の状況に応じた初動体制】 「事態認定後」の上段	* 記述なし	「県内の本町以外の市町村」の次に「及び本町に影響があると考えられる県外の市町村」の追加	本町は、愛知県との県境に接することを留意する必要があるため。
3	2	1	15	枠内	【参考】町における24時間体制の確保について	「常備消防機関」	「羽島郡広域連合消防本部」に修正	本町の常備消防機関は、広域連合であり、町とは別の組織であるため。
4	2	1	15	枠内	【参考】町における24時間体制の確保について	(枠内下から1行目) 「…体制であることが重要である。」	「…体制を整備していく。」に修正	国民保護計画は町の行動計画として位置づけであるため。
5	2	1	15	下から11	(3)消防機関の体制	「…町における参集基準等と同様に、消防本部等に…」	「…町における参集基準等に配慮し、消防本部等に…」に修正	本町を管轄する消防本部は広域連合であり、本町の参集基準と「同様に」という表現は適切ではないため。
6	2	1	16	7	(4)国民の権利利益の救済に係る 手続等	「手続項目ごとに、 <u>以下のとおり</u> 担当課を定める。」	「手続項目ごとに、担当課を定める。」に修正	担当課については、資料編にて記載。
7	2	1	21	14	(3)安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備	「…安否情報省令第1条に規定する様式第1号の安否情報報告書…」	「…安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書…」に修正 (併せて、各様式等の変更)	安否情報省令は改正され、条文及び各様式等も変更となっているため。
8	2	1	21	枠内	【収集・報告すべき情報】	「氏名、出生の年月日、……、死体の所在」の項目を記述	様式の項目については、当該様式を参照する形とした。	安否情報省令は改正され、条文及び各様式等も変更となっているため。
9	2	1	22	16	5 研修及び訓練	「… <u>県自治</u> 大学校…」	「… <u>県地方自治</u> 大学校…」に修正	正確な名称とした。
10	2	1	22	25	5 研修及び訓練	「…自衛隊、 <u>警察</u> 、学識経験者…」	「…自衛隊、 <u>警察</u> の職員、学識経験者…」に修正	国の職員、県の職員等に併せた標記をするもの。
11	2	2	25	2	2 避難実施要領のパターンの作成	* 記述なし	「また、本町の場合は、愛知県との県境に位置していることから、主要道路である国道22号や名鉄名古屋本線などが木曽川を横断している。そこで、新木曽川大橋等が被災した場合などを想定した迂回路の設定等について検討していく必要がある。 さらに、木曽川が攻撃を受けた場合には、浸水や河川の汚染など、本町にも大きな影響が及んでくるため、こうした状況にも十分に配慮した避難実施要領の策定が必要である。」の追加	国民保護計画は町の業務計画という位置づけであるため、「留意すべき事項」への「対応」の記載が必要となるため。 (詳細な対応策については、今後も継続的に検討していく。)

## 修 正 事 項 一 覧 表

整理番号	編	章	頁	行	表題等	変更前(9月27日時点:原案)	県との事前協議	修正等理由
12	3	1	30	全般	1 初動体制		県の体制を参考に記載方法の見直しをしたとともに、「原因不明の場合(生物剤等によるテロ)の体制について」の記載を追加(11行目)	文章の適正化等を図るため。
				16		「警察官職務執行法」	「警察官職務執行法」の字句の削除	この国民保護計画は、町の行動計画であり、また、警察官職務執行法に基づく措置を講ずる権限を有する職員は、本町には存在しないため。
				17		*記述なし	「また、警察官職務執行法等に基づき警察官が行う避難等の措置、警戒区域の設定等が円滑になされるよう緊密な連携を図る。」の追加	事態認定後の連携については、記載されているが、事態認定前においても所要の措置を講ずるため緊密な連携を図ることが重要であるため。
				26		「なお、各体制の動員体制は、「資料編」掲載のとおりである。」	「なお、各体制の動員体制は、第2編第1章「1町における組織・体制の整備」に掲載してある体制である。」に修正	当該体制については、第2編第1章「1町における組織・体制の整備」に記載があるため。
13	3	1	32	図中	【町対策本部の組織構成】	「消防長及び消防長の指名する者」	「消防長又は消防長の指名する消防吏員」に修正	法第28条において、「及び」は「又は」で、「者」は「消防吏員」と規定されている。
14	3	3	36	18	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	「地方連絡部長等」及び「防衛庁長官」	「地方協力本部長等」及び「防衛大臣」に修正	「組織改編」及び「防衛省設置」に伴うもの。
15	3	3	38	1	6 町の行う応援等	「…町は公示を行い、県に届け出る。」	「…町は公示を行い、知事に届け出る。」	法第19条、施行令第4条及び準用する災対法施行令第28条により報告は知事にすることとされているため。
16	3	3	39	12	(3)消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置	「羽島郡広域連合消防本部の職員」	「羽島郡広域連合消防本部の消防吏員」に修正	法第115条により「職員」ではなく「消防吏員」とされている。
17	3	4	39	下から4	1 警報の伝達等	「…関係のある公私の団体…」	「…その他の関係機関…」に修正	P40のフロー図との整合性を図るため。
18	3	4	39	下から1	1 警報の伝達等	「本町の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、出先機関等)に対し、」	「本町の他の執行機関(教育委員会等)や出先機関に対し、」に修正	P40のフロー図との整合性を図るため。
19	3	4	42	4	(2) 避難実施要領の策定	「消防庁が作成する避難マニュアル」	「消防庁が作成した避難マニュアル」に修正	消防庁については、市町村国民保護モデル計画の作成と同日に当該マニュアルを配布しているため。
20	3	4	43	下から3	避難実施要領の伝達及び通知等	「地方連絡部長」	「地方協力本部長」に修正	「組織改編」に伴うもの。
21	3	4	44	3	町長による避難住民の誘導	「…町職員並びに羽島郡広域連合消防本部消防長(以下「消防長」という。)及び消防団長を指揮し、…」	「…本町の職員及び消防団長を指揮し、羽島郡広域連合消防本部消防長(以下「消防長」という。)と連携・協力しながら、…」に修正	法第62条第2項の規定により、当該消防本部の場合は、町長が「指揮」するのではなく、町長と消防長が連携、協力することとされているため。
22	3	4	45	14	避難誘導を行う関係機関との連携	「警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長」	「警察署長等」に修正	P5において、「警察署長等」についての定義を記載したため。

## 修 正 事 項 一 覧 表

整理番号	編	章	頁	行	表題等	変更前(9月27日時点:原案)	県との事前協議	修正等理由
23	3	5	49	図	救援に係る図	「市町村」の字句及び矢印などの太字処理	字句を「町長」に、また、矢印など太字処理をし、町を中心とするフロー図に修正	国民保護計画は町の行動計画として位置づけであるため。
24	3	6	51	下から 1	2 県に対する報告	「…安否情報省令第1条に規定する様式第1号の安否情報報告書(別添1)…」	「…安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書(別添2)…」に修正 (併せて、各様式等の変更)	安否情報省令は改正され、条文及び各様式等も変更となっているため。
25	3	6	52	9	3 安否情報の照会に対する回答	「…安否情報省令第2条に規定する様式第2号の安否情報報告書…」	「…安否情報省令第3条に規定する様式第4号の安否情報報告書…」に修正 (併せて、各様式等の変更)	安否情報省令は改正され、条文及び各様式等も変更となっているため。
26	3	6	52	19 24	3 安否情報の照会に対する回答	「…安否情報省令第3条に規定する様式第3号の安否情報報告書…」	「…安否情報省令第4条に規定する様式第5号の安否情報報告書…」に修正 (併せて、各様式等の変更)	安否情報省令は改正され、条文及び各様式等も変更となっているため。
27	3	7	53	20	町長への通報	「消防本部」	「消防吏員」に修正	法第98条の規定によるもの。
	3	7	57	下から 6	汚染原因に応じた対応	「サーベランス」	「サーベイランス」に修正	字句を整備したもの
	3	7	58	7	町長等の権限	「消防長」	「関係消防本部の長」に修正	法第108条から第110条の規定によるもの。
	3	7	59	2	要員の安全の確保	「消防長」	「関係消防本部の長」に修正	法第108条から第110条の規定によるもの。
	3	7	60	枠内	【警戒区域の設定について】	「…町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。」	「…町長が独自の判断で立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる区域を設けるものである。」に修正	法第114条の警戒区域の設定は、「町長が独自に立入を制限し、若しくは禁止し、または退去を命ずる区域を設定する」ものであり、その区域は同法102条の規定により県公安委員会が設定する「立入制限区域」とは別のものである。よって、「警戒区域」と「立入制限区域」について、混同し誤解を招くおそれがあるため。
	3	7	61	15	警戒区域の設定に伴う措置等	「警戒区域設定に必要な活動」	「警戒区域設定に伴い必要な活動」に修正	文章の適正化を図るため。
	4	3	69	12	1 国への負担金の請求	「損失補償、実費弁償、損害補償及び…」	「損失補償、損害補償及び…」に修正	市町村が実費弁償として、原則、支出することは想定されていないため。(法第159条第2項、施行令第41条、第42条及び法第167条)
			71 以降		各種様式		各種様式の修正	安否情報省令は改正され、条文及び各様式等も変更となっているため。